

一般社団法人ジャパンバレー ボールリーグ

倫理規程

第1章 総則

第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人ジャパンバレー ボールリーグ（以下、「JVL」という。）の組織運営および諸事業の推進等にかかる全ての関係者が、JVLの社会的使命および役割を自覚し、JVLの目的および事業執行の公正さに対する社会からの不信や疑惑を招くような行為の防止を図り、社会的な信頼を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条〔適用範囲〕

- (1) 本規程の対象となる個人は、規約第3条第1項に定めるJVL関係者のうち、次項第1号乃至第4号以外の者とする。
- (2) 本規程の対象となる団体は、次の各号と定める。
 - ① 定款第5条第1項第1号に定める正会員
 - ② 定款第5条第1項第2号に定める賛助会員のうち法人
 - ③ 規約第16条に定めるクラブ SV ライセンスまたはクラブ V ライセンスのライセンシ一
 - ④ 規約第17条に定めるクラブ
 - ⑤ JVL

第3条〔行動規範〕

- (1) JVLおよびJVL関係者は、JVLの設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待にふさわしい事業運営をするものとする。
- (2) JVLおよびJVL関係者は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めるものとする。
- (3) JVLおよびJVL関係者は、JVLの経営理念を共有し、法令ならびに定款、規約、その他の規程等を遵守するとともに、JVLの活動方針に従って適正に事業を運営するものとする。
- (4) JVL関係者は、JVLが行う独占的かつ唯一無二の国内バレー ボールトップリーグ事業に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用しないものとする。
- (5) JVL関係者は、その職務の執行に際し利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他JVLが定める所定の手続に従うものとする。

第4条〔遵守事項〕

- (1) 第2条第1項に定める個人は、以下の事項を遵守しなければならない。
- ① 規約第3条に定める遵守義務事項
 - ② 規約および付随する諸規程ならびにガイドラインに定める禁止事項に反してはならない
 - ③ 本人の同意なく、個人情報を目的以外に使用しましたは第三者に開示する行為を行ってはならない
 - ④ バレーボールに関して不正な利益を供与し、申し込み、要求し、約束しおよびあっせんする等してはならない
 - ⑤ 補助金、助成金等に関して不正な経理処理および不正な申請、ならびに脱税その他の経理に関わる不正な行為を行ってはならない
- (2) 第2条第2項に定める団体は、以下の事項を遵守しなければならない。
- ① 規約第3条に定める遵守義務事項
 - ② 規約および付随する諸規程ならびにガイドラインに定める禁止事項に反してはならない
 - ③ 本人の同意なく、個人情報を目的以外に使用しましたは第三者に開示する行為を行ってはならない
 - ④ バレーボールに関して不正な利益を供与し、申し込み、要求し、約束しおよびあっせんする等してはならない
 - ⑤ 補助金、助成金等に関して不正な経理処理および不正な申請、ならびに脱税その他の経理に関わる不正な行為を行ってはならない
 - ⑥ 自己の規程類に反してはならない
 - ⑦ 適切なガバナンス体制を構築し維持するよう努めなければならない
 - ⑧ バレーボールに関する紛争について、公平で透明性のある手続きによって解決するものとし、解決に向けて適切に対応するよう努めなければならない

第5条〔制裁〕

- (1) JVL は、JVL および JVL 関係者が前条に定める遵守事項に違反したとき、規約、本規程、規律規程、裁定規程およびその他の諸規程の定めるところにより制裁を科すものとする。
- (2) JVL は、遵守事項に違反した者が制裁時に第2条に該当しなくとも、当該違反行為時に該当するときには制裁の対象とすることができる。

第2章 通報

第6条〔通報制度〕

JVL は、JVL 自身または JVL 関係者による組織的または個人の遵守義務違反、不正または反倫理的行為（以下「違反行為」という。）について、その事実を速やかに認識し、違反行為による JVL、JVL 関係者、JVL が主催する公式試合およびバレーボールの価値毀損を極小化するため、通報制度を置く。

第 7 条〔通報窓口〕

- (1) JVL は、通報者保護と内部統制の観点から JVL の内部（以下「内部窓口」という。）と、外部（以下「外部窓口」という。）の 2 か所に通報窓口を置く（別紙参照）。
- (2) 通報窓口は、通報時において JVL 関係者が使用することができる。
- (3) 違反行為者（疑わしい場合を含む）が JVL の役員、事務総長、事務局長または JVL 自身の場合は、必ず外部窓口を使用するものとする。
- (4) 通報にあたって、通報者はその氏名、所属団体名、連絡先、実名での取扱い可否および調査結果報告の要否を申し出るものとする。
- (5) 通報に使用する言語は日本語が望ましいが、外部窓口に対して外国語を使用する場合は、郵送のみとする。

第 8 条〔通報対象〕

通報の対象は、本規程の遵守事項違反のほか、法令、定款、規約、その他諸規程の違反行為またはその疑いのある行為とする。

第 9 条〔通報受理後の対応〕

- (1) 本規程または規約に基づき内部窓口が通報を受理した場合は、必要事項を把握精査の上、代表理事が調査および制裁案の作成を裁定委員会に付託する。
- (2) 本規程または規約に基づき外部窓口が通報を受理した場合は、必要事項を把握精査の上、調査および制裁案の作成について主体的にどちらが行うかを裁定委員会と協議し、決定する。
- (3) 前項において外部窓口が調査および裁定案の作成を行う場合は、本規程、規約および諸規程の定めに準じるものとする。

第 10 条〔禁止事項〕

- (1) JVL 関係者は、個人的な利益を図るまたは誹謗中傷を目的とした通報をしてはならない。
- (2) JVL 関係者は、本規程に従った通報をせず正当な理由なく違反行為を第三者に漏洩してはならない。
- (3) JVL 関係者は、通報者が通報したこと、通報者に協力または通報に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者または協力者に対する制裁、差別の処遇等の報復行為もしくは人事評価におけるマイナス査定等の不利益な措置を行ってはならない。

- (4) 内部窓口の運用担当者および責任者は、通報者のプライバシー、通報内容および通報を通じて知り得た情報を、業務に関係なく他へ漏洩してはならない。

第 11 条〔窓口の周知〕

JVL は、JVL 関係者に対し、通報窓口の使用方法および連絡先の周知徹底に努めなければならない。

第 12 条〔結果の開示〕

JVL は、通報者が結果報告を求めた場合、情報の取扱に留意の上で、その対応の結果のみを開示する。

第 3 章 雜則

第 13 条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 14 条〔施行〕

本規程は 2023 年 9 月 25 日より施行する。

附則

〔制定〕

2023 年 9 月 25 日制定

- (1) 本規程の施行をもって、コンプライアンス規程（平成 25 年 6 月 1 日施行）およびの内部通報・外部通報制度運用規程（2013 年 6 月 1 日施行）を廃止する。
- (2) 第 2 条は 2024 年 6 月 30 日まで以下に読み替えるものとする。なお本附則は、当該期日経過後これを削除する。

第 2 条〔適用範囲〕

- (1) 本規程の対象となる個人は、規約第 3 条第 1 項に定める JVL 関係者のうち、次項第 1 号乃至第 4 号以外の者とする。
- (2) 本規程の対象となる団体は、次の各号に定める。
- ① 定款第 5 条に定める正会員
 - ② 規約第 16 条に定めるクラブライセンスのライセンシー
 - ③ 規約第 17 条に定めるクラブ
 - ④ JVL